

沼津市地区自治会防犯灯設置費補助金交付要綱

昭和62年11月27日

告示第76号

(目的)

第1条 市長は、地区自治会（沼津市地区自治会補助金交付要綱（昭和62年沼津市告示第75号）第2条に定める自治会をいう。）においてLED防犯灯の新設又は取替えをする場合、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小売電気事業者 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者をいう。
- (2) 防犯灯 地域住民の安全及び犯罪の防止を図ることを目的として設置された街灯で、夜間常に点灯し人の行動を視認できる程度の照度を確保することができるもののうち、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、電気用品安全法（昭和36年法律第234号）によるPSE認証を取得していないものを除く。
 - ア 小売電気事業者が公衆街路灯の取扱いをするもの
 - イ 再生可能エネルギーを動力とし、かつ、蓄電池等によっても稼働するものであって、光束が概ね500ルーメン以上のもの
- (3) LED防犯灯 光源に発光ダイオードを使用した防犯灯をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、LED防犯灯の新設又は取替えに要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、LED防犯灯1灯当たりの設置に要した額（消費税及び地方消費税に相当する額を含み、当該設置に要した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 支柱の設置なし 15,000円
- (2) 支柱の設置あり 35,000円

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自治会は、規則第3条の規定による補助金交付申請書に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、第2条第

2号イに該当する防犯灯については、製品の動力及び光束が記載された仕様書、カタログ等の写しを併せて添付しなければならない。

- (1) 設置工事見積書の写し
 - (2) 設置箇所略図
 - (3) 道路占用許可書の写し
 - (4) 私有の土地、建物その他の施設を利用し設置する場合は、所有者の承諾書の写し
- (実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた自治会は、当該補助事業が完了したときは、規則第11条の規定による事業実績報告書に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 竣工届（第1号様式）
 - (2) 設置工事代金領収書の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (廃止の届出)

第7条 自治会は、補助金交付の対象となつた防犯灯を廃止又はその目的に供しなくなつたときは、速やかに防犯灯廃止届（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行し、昭和62年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行の際、従前の規定及び様式により取り扱つたものは、この要綱の規定及び様式により取り扱つたものとみなす。

付 則（平成元年5月15日告示第38号）

この告示は、公示の日から施行し、平成元年度分の補助金から適用する。

付 則（平成18年3月31日告示第56号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成21年5月12日告示第161号）

この告示は、公示の日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

付 則（平成22年3月30日告示第36号）

この告示は、公示の日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

付 則（平成28年3月25日告示第71号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月31日告示第100号）

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、調整して使用することができる。

付 則（令和5年3月22日告示第51号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。